上越市「週休2日取得モデル工事(交替制)」実施要領【農業土木工事】

第1目的

建設産業においては、週休2日(4週8休相当)^{*1}の取得が進んでおらず、若年労働者をは じめとする建設関係の担い手確保・育成を進める上での課題となっている。

処遇改善等を推進し、建設産業が若者にとって魅力ある産業となるよう、より一層の週休2日(4週8休相当)を建設産業に広く浸透させるため、現場閉所することが困難な工事を対象に労働者^{※2}が交替しながら週休2日を取得する「週休2日取得モデル工事(交替制)」新たに導入し、本要領に基づき試行する。

- ※1 「週休2日(4週8休相当)」とは、対象期間^{※2} (年末年始6日間・夏季休暇3日間等を除く)の28分の8以上の休日を確保することをいう。
- ※2労働者とは施工体制台帳に載っている元請及び下請の全ての労働者のうち、当該 現場での勤務期間が連続7日間以上(休日を含む)の技術者及び技能労働者をい う。

第2 発注方式

受注者希望型

工事着手前に受注者が「週休2日取得モデル工事(交替制)」に取り組む旨を 発注者に協議し、原則として4週8休相当以上の休日取得に取り組むものとする。

第3 適用日

令和5年4月1日以降に公告又は指名通知を行う工事に適用する。

第4 対象工事

当初設計が10,000千円以上で受注者が希望した工事を対象とする。

また、以下のいずれかに該当する工事は、原則対象外とする。

なお、試行対象外として発注したものの、契約後に受注者から「週休2日取得モデル工事」制度に取り組む旨の協議があった場合は、発注者が工事目的を達成できると判断した場合に受注者希望型の試行対象工事とすることができる。**

- 1 緊急性を要する場合や社会的要請等により、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事。
- 2 現場施工期間が休工日を含めて7日間未満の工事。
- ※現場条件(出水期間内の施工、関連工事との工程調整等)により、工期に制限や制約が生じるために対象外として発注した工事について、受注者からの提案により、工期の制限や制約を遵守しつつ週休2日の確保が可能と判断できる場合。

第5 「週休2日取得モデル工事(交替制)」の試行内容

現場閉所することが困難な工事において、労働者が交替しながら完全週休2日**を取得することとするが、警備業者などの建設工事の請負契約に該当しない業者については対象としない。

ただし、地元調整など、やむを得ず労働者が完全週休2日*の休日を取得できない場合は、振替休日により週休2日(4週6休~8休相当以上)の休日を取得するものとする。 ※完全週休2日とは、毎週2日の休日を確保することをいう。

第6 施設機械工事の取扱い

1 週休2日対象期間

現場作業のみが対象(工場製作のみの期間は含めない)。

2 補正適用の範囲

補正適用の範囲は以下のとおり。

	補正対象	補正対象外		
施設機械設備工事		○直接製作費の労務費○間接製作費○間接工事費(共通仮設費、据付間接費)○設計技術費		
鋼橋製作 架設工事	架設工事原価に係る費用 ○直接工事費の労務費 ○間接工事費(現場管理費)	○直接製作費の労務費○間接製作費○間接工事費(共通仮設費)		
電気通信設備工事	据付工事原価に係る費用 ○直接工事費の労務費 ○間接工事費(現場管理費)	○間接工事費(共通仮設費、機器間接費)		

第7 試行の流れ

設計額算出時の週休2日に係る補正対象は、労務費・標準単価・現場管理費率とする。な お、労務費の補正対象は、公共事業労務費調査対象の51職種及び電気通信技術者、電気通信技 術員、機械設備据付工とする。

1 工事発注時

ア 発注者は以下の「4週8休相当以上の休日取得を達成した場合」の補正係数を労 務費、現場管理費率に乗じて予定価格を算出する。補正係数の一覧表のとおり。

イ 設計書に、「『週休2日取得モデル工事(交替制)』特記仕様書【農業土木工事】」を添付する。

2 工事契約後の初回打合せ

受注者は、契約後速やかに「週休2日取得モデル工事(交替制)」希望の有無について、 打合せ簿により協議すること。

3 初回打合せ~実績確認

(1) 受注者は、施工計画書の提出時に、労働者が週休2日の取得が確認できる工程表(任意様式)を監督員へ提出する。休日に偏り等(工期の始まりや工事の終盤での偏った休日の設定)が生じないよう留意すること。

労働者が4週8休相当以上の休日を取得する計画を原則とするが、4週7休相当以上、 又は4週6休相当以上の計画とすることも可能とする。

- (2) 受注者は、「週休2日取得モデル工事(交替制)」である旨(任意様式)を、工事看板等で施工現場に掲示する。
- (3) 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日中の作業が発生するような指示等は行わないものとする。
- (4) 発注者は、必要に応じ休日の取得状況及び工程の進捗状況について確認する。
- (5) 受注者は、様式1「週休2日取得モデル工事(交替制)労働者の休日取得確表」を作成し、現場完了日以降、速やかに監督員へ提出する。
- (6) 発注者は、労働者の休日取得状況を以下により確認する。

【休日取得の確認方法】

確認方法は様式1「週休2日取得モデル工事(交替制)労働者の休日取得確認表」を使用して確認することを施工計画書に明記し、工事着手前に監督員と協議する。

休日取得率(%) = 全対象者の「休日日数」÷全対象者の「勤務期間」

- ※1 休日取得率は少数第2位を四捨五入する。
- ※2 「勤務期間」とは、連続7日間以上(休日含む)の勤務期間をいう。
- ※3 「休日日数」とは、連続7日間以上(休日含む)の勤務期間中に取得した休日をいう。なお、勤務期間の初日と最終日が休日となる場合は当該日も勤務期間に含めるが、休日が施工体制台帳に記載されている工期外となる場合は休日として取り扱わない(施工体制台帳に記載されている工期外の勤務は建設業法違反)。
- ※4 当該現場での連続7日間以上(休日含む)の勤務期間が複数存在する労働者は、 それぞれの期間で休日取得率を算出する。なお、連続7日間未満(休日含む)の 期間は、休日取得率算出の対象外とする。
- ※5 年末年始休暇や夏期休暇を取得する労働者は、年末年始休暇では6日間、夏期休暇では3日間を勤務期間及び休日日数から除いて休日取得率を算出する。 また、この他に勤務期間及び休日日数から除く期間は以下の期間とする。
 - ・工場製作のみの期間
 - 工事事故等による不稼働期間
 - ・天災(豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等)に対する突発的な対応期間
 - ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
 - ・工事の全面中止期間
 - ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

【補正係数の一覧表】

	4週8休相当以上	4週7休相当以上	4週6休相当以上
休日取得率		4週8休相当未満	4週7休相当未満
	(28.5%以上)	(25.0%以上28.5%未満)	(21.4%以上25.0%未満)
労 務 費	1. 05	1. 03	1. 01
現場管理費率	1. 03	1. 02	1. 01

4 設計変更

発注者が労働者の休日取得率を確認した結果、休日取得率が4週8休相当に満たない場合は、休日取得率に応じて、労務費・標準単価・現場管理費率を、<u>減額変更</u>する。現場閉所が4週6休相当未満の場合は、補正を行わない。

5 竣工検査

- (1) 受注者は第7 3 (5)で監督員に提出済みの別紙 「週休2日取得モデル工事(交替制)労働者の休日取得確認表」を竣工書類に添付する。
- (2) 発注者は、以下のように加点を行う。
 - ア 労働者が週休2日(4週8休相当)の休日取得を行った場合、工事成績評定の「創 意工夫」及び「社会性」項目の両方に加点評価し、取得できていない場合は減点しな い。
- ※受注者から提出された労働者の休日取得確認績表に基づき、加点対象となるか判断すること。

工事成績の加点内容の一覧表

創意工夫	社会性	合計得点
休日取得率が週休2日		
+3点(+1.2点)	+5点(+1.0点)	+2. 2点

第8 各費目の算定

各費目の算定は、下記によるものとする。

【労務費】

補正労務単価=労務単価(補正前)×冬期補正または時間的制約補正×<u>週休2日補正係数</u> <円未満切り捨て>

【現場管理費率】

補正現場管理費率(%) = 現場管理費率(補正前)×施工地域補正係数 ×情報化施工技術補正係数×<u>週休2日補正係数</u>+施工時期補正値 <少数点第3位四捨五入2位止め>

第9 留意事項

実施上の留意点

現場代理人(主任技術者又は監理技術者)が、休日中に作業が必要となる場合は、現場代理人若しくは以下のいずれかのものが発注者との連絡体制が確保されており、適切な施工ができる体制を確保することとする。

- ア 主任技術者又は監理技術者(現場代理人と兼務していない場合)
- イ 必要な資格を有する代理の技術者(例:競争参加資格要件となった主任技術者(又は監理技術者)相当の基準を満たすもの)